

軽自動車税・自動車税 納期限は6月2日(月)

今年度の軽自動車税種別割は5月1日(木)、自動車税種別割の納税通知書は4月30日(水)に発送します。

軽自動車税種別割と自動車税種別割は、4月1日現在の所有者に課税します。納期限は、6月2日(月)です。

3月末までに名義変更・譲渡・廃車の手続きを他の人(自動車販売業者など)に依頼した車の納税通知書が届いたときは、手続きが正しく行われていない可能性があります。確実に手続きが行われているかを確かめてください。また、転居などにより納税通知書が届かないときは、お問い合わせください。

●軽自動車税種別割の納付

役場1階1番窓口会計課か、お近くの金融機関またはコンビニエンスストアで納付してください。パソコンやスマートフォンなどを利用して、インターネットバンキングやクレジットカード(決済手数料がかかります)、スマートフォン決済アプリ(PayPay・PayB・FamiPay・au PAY・d払い)でも納付していただけますが、領収証書は発行されません。領収証書が必要な方や急ぎで車検用の納税証明が必要な方は、役場か金融機関またはコンビニエンスストアで納付してください。なお、身体の障がいなどで減免を受けられる方は、納期限まで

に申請をしてください。今年初めて減免申請をする予定で、軽自動車税を口座振替にしている方は、お早めにご連絡ください。

▼問合せ 税務課課税グループ

☎ 28・2434

●自動車税種別割の納付

愛知県名古屋北部県税事務所から納税通知書をお送りしますので、納期限までに納付してください。

パソコンやスマートフォンなどを利用して、クレジットカード(決済手数料がかかります)やインターネットバンキング、スマートフォン決済アプリで納付していただけます。

また、お近くの県税事務所、金融機関、コンビニエンスストア等で納付していただけます。

▼問合せ 愛知県名古屋北部県税事務所課税第二課自動車税グループ

☎ 052・531・6305

戸籍に振り仮名が 記載されます

5月26日に改正戸籍法が施行され、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されることになりました。今後、本籍地の市区町村長から、戸籍に記載される予定の振り仮名が通知されますので、振り仮名に誤りがないかご確認ください。振り仮名が正しいときは、届出をしな

くても通知のとおり戸籍に記載されます。なお、振り仮名の届出に手数料は一切かからず、届出をしなかったとしても、罰則や罰金はありません。

また、振り仮名の届出に当たって法務省や市区町村に金銭を支払うよう要求することはありません。

戸籍の振り仮名制度について、詳しくは法務省ホームページをご覧ください。



▼問合せ 住民課住民・年金グループ

☎ 28・0966

浸水被害を防ぐ流域治水

洪水や浸水を防ぐため、川幅を拡げたり、川底を掘るなどの河川改修を行っています。それだけでは、急激な開発によって増加する雨水を安全に流すことができません。そこで、流域内に雨を貯めたり、地下に浸透させる施設を作り、河川に一度に入ってくる雨水の量を減らすことが必要です。

▼本町での取り組み

町では公共施設に雨水を貯留する施設の建設を推進しています。

役場駐車場や志水小学校の運動場など、町内で12,353㎡の貯留施設が完成しています。

▼皆さんへのお願い

・田や畑には雨水をためて、浸水被害を抑える働きがあるので積極的に保全しましょう。

・風呂水を落とすタイミングは降雨時を避けましょう。

・新たに下水道に接続する時には、家庭の浄化槽を雨水貯留浸透施設へ転用しましょう。

▼問合せ 建設課土木・農政グループ

☎ 28・0380

排水設備指定工事店の お知らせ

左記の排水設備指定工事店を新規に指定、廃止しました。

下水道に接続するための宅地内の排水設備工事は、指定工事店でなければ行うことはできませんのでご注意ください。

▼追加工事店

・株式会社KURIA
春日井市東野町五丁目22番地9

☎ 70・2810

▼廃止工事店

・名林建設株式会社
春日井市鷹来町4930番地4

・有限会社今野設備商会
愛西市須依町須賀割2080番地3

▼問合せ 建設課下水道グループ

☎ 28・0940